

福知山市起業おうえん事業助成金

創業・起業者が、下記の融資制度を利用されると、
ご融資の半年間(利子の支払いの6回目まで)の
金利相当分(上限90,000円)を助成金として交付します
【令和6年4月10日から令和7年3月31日まで】

助成対象融資制度

起業後、1年を経過する日までに市長が指定する金融機関から実行を受けた創業資金に係る融資

※複数の当該融資を受ける助成対象者にあつては、当該融資のうち1つのみ

助成の要件

助成対象融資制度を利用された方で、次の①～③すべての要件を満たす必要があります。

- ① 福知山市内に住所を有する個人又は法人であること
- ② 福知山市内に主たる店舗、工場又は事業所を営む予定のある者若しくは新たに店舗等を営んで1年を経過していない者
- ③ 市税の滞納がないこと

申請手続きの流れ

1. 融資の実行を受けた後に「福知山市起業おうえん助成申込書」「契約書の写し」「返済予定表」を提出してください(*1)
2. 6回目の償還時期に市から助成金の申請関係書類を送付いたします
3. 開業届出書(写し)、取扱金融機関が発行する「利息支払証明書」「市税の滞納のない証明書」を添付して「福知山市起業おうえん助成金申請書」を市へ提出してください
4. 申請内容を審査のうえ、初回から6回目までの支払利息金相当額(上限90,000円)を助成金として交付します

(*1): 申込書は、融資に係る金銭消費貸借契約と締結した日から30日以内に提出してください。

融資制度に関するお問合せ

- | | |
|-----------------|----------------|
| ・京都銀行 市内各支店 | ・但馬信用金庫 福知山支店 |
| ・京都北都信用金庫 市内各支店 | ・中兵庫信用金庫 市内各支店 |
| ・日本政策金融公庫 舞鶴支店 | ・但馬銀行 福知山支店 |

本助成金に関するお問合せ

福知山市 産業政策部 産業観光課 産業振興係
福知山市字内記13番地の1
TEL:0773-24-7075 FAX:0773-23-6537